

フランスにおける学校・教育行政への生徒参加

北川 邦一

目次

- 一 学生・父母・生徒参加の全般的状況 208頁
 - 二 中等学校等の管理への生徒参加 209頁
 - 1 中等学校等における学校の自治 211頁
 - 2 学校における生徒の自由の保障 211頁
 - 3 管理評議会の構成 212頁
 - 4 管理評議会の権限等 212頁
 - 5 生徒の代表の選出 213頁
 - 6 高等学校における生徒代議員評議会 213頁
 - 7 学級評議会への生徒代議員参加 214頁
 - 三 高校生活大学区評議会への生徒参加 215頁
 - 四 国の教育行政への生徒代表参加 216頁
- (注) 217頁

喜多明人・坪井由美・林量傲・増山均編
子どもの参加の権利

〈市民としての子ども〉と権利条約

三省堂 一九九六年十月 出版

ISBN 4-385-31377-6

2 フランス

① 学校・教育行政への参加

【北川邦二】

一 学生・父母・生徒参加の全般的状況

フランスでは、一九六八年の「五月危機」の際の民主化運動の成果として高等教育基本法によって大学の自治・大学の管理への学生参加が定められた。中学校、高等学校においても、その影響を受けて同年、管理評議会が設けられ、生徒代表・親代表がその構成員に含められた。七五年には保育学校と小学校の管理への親代表の参加が定められた。

現在、大学の管理運営は、一九八四年一月二六日の法律によって学長の決定、管理評議会の審議、科学評議会および勉強・大学生活評議会の提案・見解および要求によって行われている。各評議会は、各層ごとに秘密投票で選出される大学の構成員各層の代表および大学外の代表によって構成され、この各評議会に学生代表が参加している。保育学校および小学校では、一九九〇年九月六日の政令によって学校評議会がおかれ、この評議会は諮問機関としての権限のほかに学校内規、学校計画の作成・採択、学校の補足的活動等について議決権を有しており、この評議会には校長、市町村代表等、当該学校教員とともに学級数と同数の親代表が参加している。一九八三年七月二二日の法律によって、県および大学区には教育行政の諮問機関として「国民教育評議会」(Conseil de l'éducation nationale) が設置され、これに行政機関関係委員と並んで職員代表、利用者代表が参加しており、利用者代表には

一定数の児童生徒の親代表が含まれている。

以下では、中等学校生徒の学校管理および教育行政参加の現状を紹介する。¹⁾

二 中等学校等の管理への生徒参加

地方分権に関する一九八五年一月二五日の法律は、中学校、高等学校、特殊教育学校を「地方公立教育施設」(établissement publics locaux d'enseignement) とし、これらの学校は各責任地方団体の提案に基づき国の代表の命令によって創設されるとした。²⁾ また、これらの各学校は次の三者各三分の一によって構成する管理評議会 (conseil d'administration) が管理すると定めた。

- ① 地方公共団体の議員、学校管理代表および特別資格者
- ② 学校教職員からの選出代議員
- ③ 生徒の親および生徒からの選出代議員

さらに、一九八五年八月三〇日にはこの法律に基づく管理制度の詳細規定を定める政令が制定された。

その後、一九八八年五月八日、ミッテラン大統領が再選され、社会党政府はジョスパン文相(一九九六年五月現在)は、社会党党首³⁾の主導の下、一九八九年七月一〇日の「教育に関する基本方針法」(以下、「新教育基本法」という)を制定した。³⁾

同法は、すべての子どもが三歳から教育を受ける権利を保障するとともに(二二条)、以後一〇年間で一つの年齢層の全体を少なくとも職業適格証の水準または職業教育免状の水準に、かつ、八〇%をバカロレアの水準に導くことを国の目標として定めた(二三条)。

また、同法は、学校における生徒の権利と義務について一〇条で次のように定めた。

「中学校と高等学校において、生徒は、多元主義と中立原則の尊重のもとで、情報の自由と表現の自由を有する。これらの自由の行使は、教育活動の侵害を含むことができない。

高等学校に生徒代議員評議会を創設する。この評議会は、施設の長によって主宰され、学校生活と学業に関する問題について見解を述べ提案をする。」

他方、大学進学率急増とそれに伴う勉学条件悪化の中で、一九八六年一月のドヴァケ大学法案反対運動を経て、高校の勉学条件の改善と学校における高校生の権利の確立を求める運動が前進していたが、九〇年九月から一月にかけて最大時三、四〇万人がデモや集会、教育行政当局との交渉に参加する爆発的な高校生運動が展開された。この中で高校生が掲げた学内における集会、結社、表現・掲示の自由の要求は、子どもの権利条約の定める子どもの権利と重なるものであった。

また、子どもの権利条約に関して、フランス政府は、「人権の祖国フランスは子どもの権利の模範であるようにしなければならない」として、一九九〇年一月二六日、条約に署名し、積極的に批准・実施に取り組んだ。家族手当金、住居個人援助および一八歳までの学校入学手当の増額を含む総額一五億フラン・九〇万人の子どもに係る「子ども待遇政策」を決定した。条約の普及を目指して六月にはナント、モンペリエ、ホルドー、リルの各都市で若者・大人間の討論会「子どもの権利一般会議」を組織した。六月一三日の子どもの権利条約審議の国民会議には小学生約一〇〇人の傍聴を推進した。こうして議会は同年七月二日条約の批准を承認し、条約は同年九月六日発効した。

前記の一九八五年一月二五日の法律による「地方公立教育施設」の管理運営制度は、以上のような新教育基本法の規定、高校生運動による学校における生徒の権利保障の要求および子どもの権利条約の影響を受けて、一九九〇年一〇月三十一日の政令および一九九一年二月一八日の政令によってさらに改正された。改正の要点は、学校生活に

おける表現・結社・集会の自由を大幅に認めるとともに、新教育基本法にいう生徒代議員評議会を実施具体化するものであった。

次に示すのは、この二政令による改正を経た八五年政令によるフランスの学校の管理への生徒参加制度の概要である。

(1) 中等学校等における学校の自治

公立の中学校、高等学校、特殊教育学校（以下、中等学校等と記す——筆者は、とくに下記の事項の決定を含む教授上・教育上の自治を行う（なお、法人格と財政上の自治は従前から認められていた）。

- ・ 生徒の学級等の組織編制ならびに生徒割当の様式
- ・ 学校に充当された教育時間交付金の使用
- ・ 学校時間の編制ならびに学校生活の様式
- ・ 進路選択の準備および生徒の社会生活および職業生活への参入
- ・ 青年および成人向けの補習教育および継続教育活動の決定
- ・ 社会的、文化的、経済的環境に対する学校の開放
- ・ 当該学校に特別な学習科目の選択、とくに国の教授要目に記載されている学習科目を補足するための学習科目の選択

・ 生徒の意志に応じて学校の発意で組織される生活指導活動と選択的活動

(2) 学校における生徒の自由の保障

・ 生徒は表現の自由を有する。

・ 高等学校の中では、とくに政治的または宗教的性格の目的をもたず活動をしなない等の条件の下で、管理評議会

に届け出ることによって高校生の結社の自由を認める。
 ・中等学校では授業時間以外で、生徒代議員または上述の結社を認められた団体の主宰する集会の自由を保障する。

・高校生によって作成された刊行物は学校の中で自由に配布できる。
 ・高等学校において、校長は掲示板および可能な限り一つの建物が生徒代議員評議会および必要な場合には生徒の団体の自由、自由に委ねられるよう留意する。

(3) 管理評議会の構成

中学校および高等学校の管理評議会は、生徒数六〇〇人以上の学校の場合、下記のように三者、総員三〇人で構成される。生徒数六〇〇未満の小規模校ではこの人数は縮小される。

- ・校長以下の学校管理者・地方自治体代表・特別資格者等が一〇人。
- ・教職員代表一〇人。教職員代表の細内訳は教員代表七、非教員代表三。
- ・父母・生徒代表一〇の細内訳は、中学校では生徒の親代表七、生徒代表三。高等学校では親代表五、生徒代表五。

(4) 管理評議会の権限等

◇管理評議会は学校のほとんどあらゆる活動にわたって同意を与え意見を述べまたは報告を受ける権限を有し、少なくとも毎年三回開かれる。

◇管理評議会は、とくに下記の事項について決議権を有する。

- ・学校が有する教科および生活指導の自治を実施する原則の決定
- ・学校計画の採択

・毎年の学校計画の実施、学校の教授機能に関する報告書の作成

・学校の予算および決算の採択

・学校内規の採択

◇評議会の議決は累決を基礎とし評議員の要求があれば秘密投票で行われる。

◇中学校および高等学校では学校管理評議会の下に同評議会に提出される諸問題を予め審理する権限を有する常設委員会がおかれ、管理評議会生徒代表の中から中学校では一人、高等学校では二人の生徒代表が参加する。

常設委員会は規律問題評議会としても機能する。

(5) 生徒の代表の選出

生徒の代表の選出は二段階で行われる。第一段階は、各学級で生徒がその中から生徒代議員 (délégué des élèves) 一人を二回投票制 (第一回で絶対多数の者は当選。第二回は得票上位者が当選) の単記投票で選ぶ。

第二段階は、同様にして、全生徒代議員がその中から管理評議会への生徒代表を選ぶ。

生徒代議員は、生徒の意見および提案を校長および管理評議会の下で表明する権利を有する。

(6) 高等学校における生徒代議員評議会

高等学校では生徒代議員の全員の会合によって代議員評議会が形成される。代議員評議会は、学校生活および学業に関して意見を述べ提案を作成する。このためとくに学校計画および学校内規の作成・改定の機会に次の諸問題を検討する。

- ・学校時間の組織
- ・職員の仕事および生徒援助の一般様式
- ・進路選択・学習・職業に関する情報

- ・生徒代議員の役割の訓練、等
- (7) 学級評議会への生徒代議員参加

◇中等学校等の学級（学級に準ずる生徒集団の組織を含む）には校長またはその代理が主宰する学級評議会が設置される。

◇学級評議会の構成員は次のとおりである。

- ・学級または生徒集団の教員
- ・学級または生徒集団の生徒の親の代議員二人
- ・学級または生徒集団の生徒の代議員二人
- ・主任教育相談員または教育相談員
- ・進路指導相談員

生徒の個人的事例が問題の時には、これに次の者が加わる。

- ・学校保健医または学校進路指導医および専門家または学校医
- ・厚生助手
- ・看護婦

◇学級評議会は少なくとも年に三度、および校長が有用と判断する毎に会議をする。

◇学級評議会は、学級生活に関する教育問題、とくに生徒の個人的勉学の組織化の方法の検討、教員代表の提出する資料・提案に基づく各生徒の学業の進行の検査、および、家族または成年の生徒の同意を得て各生徒の進路選択の提案または留年の提案を表明する。

三 高校生生活大学区評議会への生徒参加

一九九一年九月一六日の政令は、高校生運動の結果生徒代表と文相で合意していた高校生生活大学区評議会 (conseil académique de la vie lycéenne) を各大学区に創設することを定めた。その制度の要点は次のとおりである。

◇この評議会は大学区総長が主宰し、高等学校および地域圏立適応教育学校（以下、高等学校等と略記。なお「適応教育学校」は「特殊教育」を行う）における学校生活および学業に関する問題に関して見解を表明する。

◇この評議会は四〇人以下の成員で構成され、少なくともその半数以上はその大学区内高校等の生徒代議員でなければならぬ。

◇評議会は文部省の代表および地域圏会議員を含むほか、大学区総長が地方団体、非営利的社会団体又は関連する代表的な組織の意見を聴いた後に任命する他の行政機関、県・市町村の代表、生徒の親・非営利的社会団体・文化経済界等代表を含むことができる。

◇評議員の任期は三年、ただし、高校生の評議員は一年である。

◇高校生の代表の任命は次の手続に従って行われる。

①大学区総長は、管轄下にある具等に与えるべき高校生生活大学区評議会の議席数を、一般高校、技術高校、職業高校および地域圏適応教育学校の間で、それぞれその学校とその人数の大きさに応じて配分する。

②各高校等の校長は、生徒代議員評議会の中で、上記の管轄区域の中で高校生生活大学区評議会の生徒代表を任命する責任を負う二人の代議員を選ばせる。

③各県等の大学区視学官⁽⁷⁾は、学校で選ばれた生徒代議員評議会の代議員を集合させて、大学区評議会への生徒代表を選挙させる。

◇高校生生活大学区評議会は、大学区総長の発議で少なくとも各学年度に三回招集される。評議会の成員の過半数が要求したときには、臨時会議が等しく組織される。

四 国の教育行政への生徒代表参加

国の教育行政の最高諮問機関への利用者代表の参加は、一九六四年二月二六日の法律によって当時の全国教育高等評議会(CSE)Nが行政、職員、利用者の三者代表参加に基づいて構成され、利用者として学生組織代表、生徒の親組織代表の参加が実現したことはじまる。

一九八九年の新教育基本法(二条)によってCSE Nは廃止され、新たに教育高等評議会(CSE (conseil supérieur de l'éducation)) が創設された。同条によれば、CSEは教育行政の最高諮問機関としての役割と高等教育・研究を除く教育訴訟・懲戒事件の審判機関としての役割を兼ねる国の機関である。

同条の定めを実施する一九九〇年六月七日の政令は、教育高等評議会が諮問機関として次の事項について意見を述べると定めている。

- ① 教育に関する公共サービスの目的と運営
- ② 教育課程、試験、免許状授与および就学に関する規則
- ③ 私立の初等、中等、および技能教育学校に関する問題
- ④ 協約下の私立学校職員に関する身分規定の問題
- ⑤ 関係省庁が何であれ、教育に関する国家的利益に関する問題
- ⑥ 教育大臣が関与するあらゆる問題

以上の法令制定時には、まだ高校生の教育高等評議会への参加は予定されていなかったが、一九九〇年秋の高校

生運動を経て、一九九二年二月七日の政令によって前記政令の改正が行われ、同年四月からCSEの評議員九五人のうちに高校生の代表三人が参加することとなった。

高校生代表評議員の第一回の選挙は、一九九二年二月一〇日の通達により、大要、次の手続で行われ同年四月二二日に開票された。

- ・ 高校生分三つの職席(および各補欠二)に対して連記制名簿一回投票方式で選ぶ。
- ・ 大学区高校生生活評議会に職席をもつ高校生が選挙人団を構成し、彼らは同等に被選挙権をもつ。「高校生」にはこれと同水準の地域圏立適応学校生徒を含む。
- ・ 投票は封書郵送で行う。

〈注〉

(1) フランスの学校教育の概要について補足説明しておく。

現在のフランスの学校教育は、一九七五年七月一日の「教育に関する法律」および一九八九年七月一〇日の「教育に関する基本方針」によって基本的に方向づけられている。両法律とも教育制度の基本を定める法としての性格を有している。前者との対比の意味を含めて、本稿では後者を「新教育基本法」ということにする。

新教育基本法により三歳から保育学校等で教育を受ける権利が認められており、一九九一〜一九九二学年度で、三歳児の九九%が保育を受けている。なお、学年度は九月開始である。本稿では開始年で示すこととする。

小学校は五年制の課程、前期中等教育を行なう中学校(コレージュ)は四年制の課程である。中学校の第二学年までが共通課程である。

後期中等教育機関である高等学校(リセ)には、三年制課程の高等学校および二年制課程の職業高等学校(リセ・プロフェッショナル)がある。三年制の高等学校はバカロレア、すなわち大学入学資格の取得を基本目標としており、これには技術バカロレアを目標とする技術高校と一般バカロレアを目標とする一般高校がある。職業高等学校は、職業教育免状(BEP)取得を基本的目標としている。

高等教育は、大学が基本となっており、大学入学者選別はバカロレアによっている（拙稿「フランスの大学入学資格試験」京都教育センター「教育運動」（一九九三年三月）九七号参照。バカロレアを取得すれば、原則として大学への入学が保障される。一九九二年度からは一般バカロレア三系列、技術バカロレア四系列となっている。一九八五年にBEP取得後二年間の学業継続によって受験できる職業バカロレアが新設され、職業高等学校からの大学進学への道も開かれている。

大学以外の高等教育機関として、専門職へのコースとしては大学以上に世評の高い「グラン・ゼコール」がある。その入学にはバカロレア取得のほかに独自の入学試験が課され、二、三年の準備学習を要する。この準備学習のために高等学校に「グラン・ゼコール準備級」が設置されており、一九九一年度約六万九千人が在籍している。このほかに、短期の高等教育期間として大学付設の技術短期教育施設IUT、高等学校付設の高等技術教育部STS、その他がある。

バカロレア取得者は、一九七五年度の二四％が一九九二年度には約五二％へと急増している。中学校第二学年後の進路は、一九九〇年、普通課程の中学校第三学年に進級七四％、技術教育課程に進級八・四％、留年等一・三％、諸種の職業見習三・〇％、学業離脱一・五％である。

中学校第四学年に在籍した生徒の進路は、一九九一年、三年生高等学校に進学六四％、職業高等学校又は職業適格証C A P取得課程に進学二・三％、留年九・六％、学業離脱三・五％である。小学校から入学延期・留年、特別な場合の飛び級が認められており、三年制高等学校最終学年の在籍者は一九九〇年度、一七歳三三％、一八歳三三％、一九歳以上三二％、一六歳以下二・七％となっている。無償の義務教育は学年に関係なく六歳から一六歳までの一〇年間である。

なお、フランスでは、国および地方団体が設置する学校の授業料はすべて無償となっている。大学（一九九四年、全国七九校）はすべて国立で授業料は払わないが学生は就学納付金のほかに社会保険料などを納付する（一九九一年、年間約千フラン＝約二万円）。

(2) 教育行政制度は概要次のようである。

フランスの現行憲法で直接に規定されている地方団体は市町村（コミューン）、県、海外領土である。

ミッテラン政権成立後の一九八二年から一九八六年にかけて「市町村、県及び地域圏の権利と自由に関する一九八二年三月二日の法律第八二―一二三号」をはじめとする諸法令によって地方分権化が本格的に行われ、国、地方団体間の新しい権限関係による行政制度が形成された。

この法律第八二―一二三号によって地域圏Region (ラジヨン)、「州」とも訳されているが新しい地方団体として創設

され、従来の国の権限の多くが市町村、県、地域圏に移され、これらの地方団体は自由に権限を行使しその機関の決定は直ちに執行力を有するとされた。また、国によって任命されていた県知事は廃止され、県会議長が県の執行機関の長となり、従来知事が国の機関として行使していた権限の一部は新設された共和国委員に移された。

教育行政に関しては、従来から一般行政とは異なる行政区画として大学区Académieが設けられ、特に内的事項に関しては、文部省と大学区総長と大学区視学官（県に置かれる）を通じて教育行政が行われてきた。

地域圏は数個の県からなりフランス本土に二二、大学区は本土と海外県に二八存在する。一八の大学区が地域圏と一致しており四つの地域圏が二―三の大学区を含んでいる。パリ以外の大学区は複数の県から成る。大学区はひとつまたは複数の大学を有している。県はフランス本土に九五、海外に四、コミューンは全国で約三、八〇〇存在する。

教育行政権限についても地方分権化がなされ、一九八三年七月二日の法律および一九八五年一月二五日の法律によって次のようになっていく。

市町村は小学校、県は中学校、地域圏は高等学校と特殊教育学校に責任を負い、それぞれ、その責任に係る学校の建物を所有し、建物の新築・改築・拡大・大修理、設備および運営を確保する。国は、とくに政令で定める教学上の支出をし、また、上記地方団体の設置・運営する諸学校についてその投資的および運営上の経費のために交付金を支出する。ここにいう政令で定める国の教学上の支出としては、中等学校および特殊教育学校のコンピュータ関係機材、文書処理および生産機材、電子装置、電話・視聴覚装置、中学校の実習装置および教科書、職業高等学校の授業用文書資料、以上の維持費等が定められている。

同時に、上記二法律の実施に関する一九八五年四月二三日の通達は、国が公的教育に対して次の責任・権限を有することを示している。

- ・教育政策の一般的目標の決定
- ・教学の基本方針、授業内容および免状の決定
- ・教育制度の運営に関する計画における学校職員の採用、養成および管理並びに学校職員の給与（フランスでは公立学校教員、私立学校に勤務する国家認定教員は、すべて国家公務員身分を有する）
- ・前述の政令で定める教学上の支出

(3) 法文全訳と簡単な解説は、拙稿「フランスの『教育基本法』」フランス教育学会「紀要」一九九〇年二号参照。

(4) 改正後の一九八五年政令の過半を占める第一編を拙稿「子どもの権利と学校教育の改革」（一九九五年・かもがわ出

版に訳出した。

(5) 高校生運動については、拙稿「フランスの教育改革と高校生運動」フランス教育学会「紀要」一九九二年四号参照。

(6) 学級評議会の実態については、拙稿「フランスの学校管理への生徒・親の参加——学級評議会を中心に」住民と自治一九九三年四月号参照。

(7) 大学区視学官は教育大臣の提案に基づき大統領によって各県に任命され、大学区総長の代理として県の教育行政に責任を負う。

〔付記〕なお、本稿脱稿後に公開された小野田正利著「教育参加と民主制——フランスにおける教育審議機関に関する研究」(一九九六年一月・風間書房)は、本稿主題の全面にわたる文献であり、参照されたい。



子どもの参加の権利——〈市民としての子ども〉と権利条約

1996年10月10日 第1刷発行

編者 喜多明人
坪井由実
林量俊
増山均

発行者 株式会社三省堂
代表者 加藤精英

発行所 株式会社三省堂
〒101 東京都千代田区三崎町二丁目22番14号
電話 編集 (03) 3230-9411
販売 (03) 3230-9412
振替口座 00160-5-54300

〈子どもの参加・280 pp.〉 © A Kita 1996 Printed in Japan

落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-385-31377-6

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写センター(03-3401-2382)にご連絡ください。